

関税法施行規則等の一部を改正する省令 参照条文

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（承認の要件）

第六十三条の四 税関長は、第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 （省略）

二 承認を受けようとする者が、特定保税運送に関する業務を電子情報処理組織を使用して行うことその他当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること。

三 承認を受けようとする者が、特定保税運送に関する業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。

（通関業者の認定）

第七十九条 通関業者は、申請により、通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができるもの認められる旨の税関長の認定を受けることができる。

2 （省略）

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 （省略）

二 認定を受けようとする者が、通関手続を電子情報処理組織を使用して行うことその他輸出及び輸入に関する業務を財務省令で定める基準に従って遂行することができる能力を有していること。

三 認定を受けようとする者が、輸出及び輸入に関する業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。

4 及び 5 （省略）

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（抄）

（保税運送の承認を受けることを要しない区間）

第五十五条の三 法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する政令で定める区間は、外国貨物の管理が財務省令で定めるところにより電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）によって行われている保税地域相互間とする。

（特定保税運送者の承認の手続等）

第五十五条の五 法第六十三条の三第一項（承認の手続等）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）の住所又は居所及び氏名又は名称
  - 二 申請者が法第六十三条の二第一項に規定する国際運送貨物取扱業者である場合にあつては、第五十五条の二各号のいずれに該当するか（別）
  - 三 その他財務省令で定める事項
- 2）6（省略）

（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手続）

第五十五条の七 法第六十三条の六（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

- 一 届出をする特定保税運送者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 法第六十二条の二第一項（保税運送の特例）の規定の適用を受ける必要がなくなつた旨
- 三 法第六十三条の二第一項の承認を受けた年月日
- 四 その他財務省令で定める事項

（認定通関業者の認定の申請の手続等）

第六十九条 法第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第三条第一項（通関業の許可）の許可をした税関長（二以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうちいずれかの許可をした税関長）に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
  - 二 通関業法第三条第一項の許可をした税関長（二以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての税関長）
  - 三 その他財務省令で定める事項
- 2  
5  
（省略）